

# ○大阪狭山市公共施設における防犯カメラの設置並びに管理及び運用に関する 要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、大阪狭山市が設置又は管理する公共施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にその管理を行わせるものを含む。）内に設置する防犯カメラの管理及び運用に関し必要な事項を定めることにより、市民等の安全の確保及び個人情報の保護並びに公共施設の適正な管理を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 公共施設の安全な管理運営並びに犯罪及び事故の予防又はそれらの発生時の早期解決を目的として公共施設に継続的に設置する撮影装置で、撮影した映像を記録する装置（以下「映像記録装置」という。）及び記録した映像を表示する装置（以下「映像表示装置」という。）を備えたものをいう。
- (2) 部長等 大阪狭山市事務決裁規程（昭和53年大阪狭山市規程第4号）第2条第7号に規定する部長等をいう。
- (3) 課長等 大阪狭山市事務決裁規程第2条第8号に規定する課長等をいう。
- (4) 映像データ等 防犯カメラにより収集された映像及び音声で電磁的方式により記録されたものをいう。

## (総括責任者)

第3条 防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、総括的な管理及び指導を行うため防犯カメラを設置する公共施設ごとに総括責任者を置く。

2 総括責任者は、当該施設を所管する部長等をもって充てる。

3 総括責任者は、防犯カメラを適正な場所に設置するとともに、次条に規定する管理責任者が設置目的に従った防犯カメラの運用及び維持管理を図ることができるよう指導その他必要な措置を講ずるものとする。

## (管理責任者)

第4条 防犯カメラの適切な管理及び運用を図るため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、当該施設に係る事務を担当する課長等若しくはこれに相当する職にあるもの又は当該施設の管理者をもって充てる。

(管理責任者の責務)

第5条 管理責任者は、防犯カメラの設置目的に従った運用に努めるとともに、防犯カメラを適正に維持管理しなければならない。

(防犯カメラの設置等)

第6条 防犯カメラによる撮影及び録画並びに録音（以下「撮影等」という。）をすることができる区域は、公共施設のうち、総括管理者が必要と認める区域（以下「撮影対象区域」という。）とする。

2 防犯カメラにより行う撮影等は撮影区域内の空間を広範囲にわたり映すこととし、特定の人物及び物並びに個人の行動を映すことがないように設置するものとする。

3 防犯カメラの映像記録装置及び映像表示装置は、施錠装置を備えた場所又は総括責任者の許可を受けた者（以下「管理責任者等」という。）以外の者が映像記録装置及び映像表示装置を無断で操作するおそれのない場所に設置又は保管するものとする。

4 管理責任者は、前2項に定めるもののほか、映像データ等の漏えい、改ざん、滅失、き損等を防止するため、防犯カメラについて必要な措置を講じなければならない。

(防犯カメラの設置に関する表示)

第7条 管理責任者は、防犯カメラの撮影対象区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨を表示しなければならない。

(運用時間)

第8条 防犯カメラの運用時間は、原則として24時間とする。ただし、総括責任者が特に認める場合は、この限りでない。

(映像データ等の保存及び廃棄)

第9条 映像データ等は、管理責任者が次に定めるところにより、適切に保存及び管理をしなければならない。

- (1) 映像データ等は、撮影時の原状により保存するものとし、編集又は加工をしてはならない。
- (2) 映像データ等は、映像記録装置のハードディスクに保存するものとする。ただし、防犯カメラの技術的な制約その他総括責任者が特に必要があると認めたときは、別の記録媒体に保存することができる。
- (3) 次条第1項の規定により利用し、若しくは提供する場合又は同条第2項の規定により公開する場合においては、当該防犯カメラの設置目的を達成するために必要があると認めた場合を除き、複写及び複製をしてはならない。
- (4) 第2号ただし書の規定により保存した場合は、施錠のできる保管庫で当該記録媒体を保管しなければならない。
- (5) 映像データ等の保存期間は、30日以内とする。ただし、総括責任者が防犯カメラの設置目的を達成するために必要があると認めた場合は、保存期間を延長することができる。

2 保存期間を経過した映像データ等は、管理責任者が次に掲げる方法により、速やかに廃棄しなければならない。

- (1) 映像記録装置のハードディスクに保存している映像データ等 ハードディスクの初期化、映像データ等の消去又は新たな映像データ等を上書きして保存する方法
- (2) 前項第2号ただし書の規定により記録媒体に保存している映像データ等 破碎、裁断等の処分、記録媒体の初期化、映像データ等の消去又は新たな映像データ等を上書きして保存する方法  
(目的外利用及び外部提供)

第10条 総括責任者は、映像データ等及び記録媒体を利用目的以外の目的のために利用し、又は他に提供してはならないものとする。ただし、法令等の定めがある場合は、この限りでない。

(大阪狭山市個人情報保護条例及び大阪狭山市情報公開条例の適用)

第11条 防犯カメラの設置及び運用並びに映像データ等の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

に定めるところによる。

2 映像データ等の開示及び公開については、個人情報の保護に関する法律及び大阪狭山市情報公開条例（平成10年大阪狭山市条例第1号）に定めるところによる。

（秘密の保持）

第12条 総括責任者及び管理責任者等は、当該業務において知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（指定管理施設等への措置）

第13条 指定管理施設等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にその管理を行わせる施設及び契約によりその管理業務を委託する施設をいう。以下この条において同じ。）における防犯カメラの運用に関する事務の一部を、当該指定管理施設等に係る指定管理者又は管理業務受託者に行わせるときは、協定又は委託契約等により個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成21年11月9日要綱第33号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年6月30日要綱第44号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年8月29日要綱第52号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月15日要綱第5号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。